

風評の影響に対応するための課税の特例 「風評税制」の申請手順のご案内

- ◆ 福島県内において風評被害に対処するための活動を実施する個人事業主または法人が、所定の「事業実施計画書」を作成し、県の指定を受け、特定事業活動を適切に実施したと認定されることで、所得税または法人税や不動産取得税等の特例を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、福島県ウェブサイトをご覧ください。申請に必要な書類のデータや記載例などを掲載しています。ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福島県ウェブサイト「特定事業活動に係る税の優遇措置について」

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html>



① 「特定事業活動指定事業者事業実施計画書」の作成

- 所定の様式に基づき、新たに実施する予定の事業について、目標や内容、業種名、事業を行おうとする所在地名、設備投資予定額や予定雇用者数などを記載いただきます。

【作成のポイント】

- 1 風評被害に対処するための「新規」の取組であることを具体的に記載願います。
- 2 事業実施により達成可能な目標を設定してください。
例：H24年度（震災直後）宿泊客数 1万人
⇒ R8年度宿泊客数2万人

事業実施計画書の作成や添付書類の準備に当たっては、管轄の地方振興局において、事前に御相談に対応します

② 添付書類のご用意

- 主な添付書類
住民票または履歴事項全部証明書、定款、確定申告書または事業報告書・財務諸表、事業実施予定位置図、施設配置図、法令等遵守の誓約書等への署名 など

③ 「指定申請書」と①、②を合わせて書類を提出

- 事業を行う事業所が所在する区域を管轄する県地方振興局にご提出ください。（メール、郵送どちらでも可。）

計画の指定

- 申請から指定まで、審査には概ね1か月程度かかります。
- 指定後、特定事業活動を適切に実施し、認定された場合、課税の特例が受けられます。

【お問い合わせ先】 ご不明な点がありましたら以下の各連絡先までお問い合わせください。

- ◆ 制度全般・総合調整、事業実施計画の認定に関すること
福島県 企画調整部 風評・風化戦略室（024-521-1129）
各地方振興局 企画商工部（以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照）
- ◆ 地方税の課税免除に関すること
福島県 総務部 税務課（024-521-7068）
各地方振興局 県税部（以下の各地方振興局お問い合わせ先一覧を参照）
- ◆ 国税（所得税・法人税の特別償却・税額控除）に関すること
国税庁 仙台国税局 各税務署へお問い合わせください。
《各県地方振興局のお問い合わせ先一覧》

県北地方振興局	福島市杉妻町 2-16	企画：024-521-2658	県税：024-521-2692
県中地方振興局	郡山市麓山 1丁目 1-1	企画：024-935-1323	県税：024-935-1251
県南地方振興局	白河市昭和町 269	企画：0248-23-1546	県税：0248-23-1517
会津地方振興局	会津若松市追手町 7-5	企画：0242-29-5292	県税：0242-29-5251
南会津地方振興局	南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1	企画：0241-62-5205	県税：0241-62-5213
相双地方振興局	南相馬市原町区錦町 1-30	企画：0244-26-1142	県税：0244-26-1126
いわき地方振興局	いわき市平字梅本 15	企画：0246-24-6006	県税：0246-24-6032

風評の影響に対応するための課税の特例 「風評税制」のQ&A

Q1

特定事業活動とはなんですか？

A: 原子力災害による風評が事業経営に及ぼす影響に対応するため、新たな事業を開拓するための設備投資や雇用などの事業活動のことです。

Q2

「指定」と「認定」の違いについて教えてください。

A: 特定事業活動を実施する前に、まず、所定の事業計画書を県に提出し、県の「指定」を受ける必要があります。その後、計画に基づき、設備投資などの特定事業活動を実施したことを県に報告し、その活動を県が「認定」します。
「指定」のみでは、課税の特例を受けることはできませんのでご注意ください。

Q3

赤字の事業者にもメリットはありますか？

A: 税目（不動産取得税、固定資産税）によっては、特例を受けられる場合があります。

Q4

事業用設備には、どのようなものが該当しますか？

A: 減価償却資産のうち、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置に該当するものが対象です。家具や電気機器などの器具及び備品や車両運搬具に該当するものなどは対象外です。

Q5

補助金の交付を受けて事業用設備を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されます。ただし、取得価額は法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は圧縮記帳後の金額となり、「積立金方式」を用いた場合は補助金額等を差し引いた価額となります。

Q6

中古物件を取得した場合、課税の特例は適用されますか？

A: 適用されません。取得した資産が事業の用に供されたことのないものが対象です。

Q7

特定被災雇用者等を雇用する場合の特例を受けたいと考えています。対象者はどのような方ですか？

A: 次のいずれかに該当する方です。

- ① 平成23年3月11日に、福島県内の事業所に雇用されていた方
- ② 平成23年3月11日に、福島県内に居住していた方